

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 8 月 23 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4 件

厚生年金保険関係 4 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700565号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800037号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成14年4月1日、喪失年月日を同年10月1日に訂正し、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成14年4月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、B共済組合における組合員資格の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年10月1日から平成14年10月1日まで

C事業所の臨時職員として平成13年10月から同年12月まで労災保険及び雇用保険に加入する条件で採用された後、平成14年1月から同年9月まで再雇用された際、健康保険には加入させてもらえたが、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

C事業所の回答、同事業所から提出された請求者に係る辞令簿、雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)、支給・控除一覧表、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び出勤簿、請求者から提出された預金通帳並びに請求者のC事業所における雇用保険の記録により、請求者は、請求期間において同事業所に臨時職員として勤務していたことが認められる。

また、C事業所は、B共済組合の加入団体であったところ、厚生年金保険制度及びB共済組合制度の統合を図るためのB共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)により、B共済組合は平成14年4月1日付けで廃止され、同日以降については、厚生年金保険の対象となる旨が規定されている。

さらに、オンライン記録によると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成15年4月1日であるところ、平成14年4月1日から平成15年4月1日までの期間において、同事業所における健康保険の被保険者資格を有し、同日に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得している者について、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を見ると、A事業所における厚生年金保険被保険者として被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、平成14年1月1日からC事業所における健康保険の被保険者であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求期間のうち、平成14年4月1日から同年10月1日までの期間について、請求者は、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと認められることから、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年4月1日、喪失

年月日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、平成14年4月から同年9月までの標準報酬月額については、前述のC事業所から提出された資料及び日本年金機構の回答から、17万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間のうち、平成14年4月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された平成14年分の所得税の確定申告書に記載されている社会保険料支払額は、前述の支給・控除一覧表における平成14年中の健康保険料及び雇用保険料の合計額と一致する上、当該支給・控除一覧表において、請求者は当該期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

一方、請求期間のうち、平成13年10月1日から平成14年4月1日までの期間について、B共済組合は、請求者の当該期間に係る組合員記録は無い旨回答しており、当該期間について、請求者が同共済組合の組合員となる要件を満たしていたか否かについても不明と回答している。

また、C事業所は、請求者をB共済組合に加入させていなかった旨回答しており、前述の同事業所等から提出された資料及び前述の同共済組合の回答等を踏まえると、請求者が、当該期間において、同共済組合における組合員資格を満たしていたと判断することはできない。

このほか、請求期間のうち、平成13年10月1日から平成14年4月1日までの期間について、請求者のB共済組合における組合員資格を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成13年10月1日から平成14年4月1日までの期間について、請求者が、B共済組合の組合員であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800064号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1800006号

第1 結論

昭和30年8月1日から昭和35年1月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年8月1日から昭和35年1月21日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した請求期間について、脱退手当金の支給済期間と記録されている。

しかし、脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日(昭和30年8月1日)のおおむね前後各1年に被保険者資格を取得した女性被保険者のうち、請求者の被保険者資格喪失日(昭和35年1月21日)のおおむね前後各2年に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた83人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、64人に同社を最終事業所とする脱退手当金の支給記録があり、このうち請求者を含む55人が、同社における被保険者資格喪失日から6か月以内に支給されていることを踏まえると、請求者についても、その委任に基づき事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年5月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800068号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800036号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和34年9月18日から昭和35年4月11日まで
② 昭和35年11月1日から昭和40年3月頃まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した請求期間①及びB社に勤務した請求期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録がいずれも無い。

請求期間①当時、D社の指示により、A社に勤務し、その後、D社に戻ったが、同社が倒産したため、B社に勤務した。

請求期間①及び②のいずれも厚生年金保険に加入していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、商業登記の記録及びオンライン記録によると、A社は既に解散している上、請求期間①当時の同社の代表取締役である二人は既に死亡又は所在不明であることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除を事業所及び事業主に確認することができない。

また、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年4月1日であるところ、同日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元従業員は、「請求者は、A社に正社員として勤務していた。」旨回答又は陳述しているものの、請求者の具体的な勤務期間及び自身が同社に入社してから同被保険者資格を取得するまでの間の厚生年金保険料控除について、いずれも「覚えていない。」旨陳述しており、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除を元従業員に確認することができない。

なお、請求者は、A社にはD社の指示により勤務したと主張しているところ、D社に係る被保険者名簿によると、同社は昭和35年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間①に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元従業員に事情照会を行ったものの、唯一請求者を覚えていると回答した者は、「請求者がA社に勤務していたことは覚えていない。」旨陳述しており、請求者の請求期間①当時の勤務状況等をD社及び同社の元従業員に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、C社から提出された請求者に係る人事記録によると、当該期間の途中

である昭和36年3月3日から昭和40年10月30日までの期間において、請求者がB社にE業務員として勤務した旨記されているが、C社は、請求者の請求期間②に係る届出及び厚生年金保険料控除等について、「いずれも不明である。」旨回答している。

また、オンライン記録及びB社に係る被保険者名簿において、請求者が同社に自身と一緒に入社し、E業務であったと陳述する3人の同僚について、請求期間②当時に同社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらない上、当該同僚は既に死亡又は所在不明であることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を当該同僚に確認することができない。

さらに、請求者と同様にB社のE業務員であったとする複数の元従業員は、「B社に入社した当時、同社はE業務員を厚生年金保険に加入させていなかった。その後、昭和45年8月1日にE業務員も同社の厚生年金保険に加入することとなったが、加入するまでの給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述していることを踏まえると、請求期間②当時に、同社では、E業務員を厚生年金保険被保険者とする取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700584号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800038号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和20年10月31日から昭和22年11月1日まで
② 昭和22年11月1日から昭和24年11月1日まで

夫の厚生年金保険の記録を見ると、A社とB社との被保険者期間に4年間のブランクがある。

4年間もブランクがあるのはおかしいと思うので、調査の上、請求期間①をA社の記録として、また、請求期間②をB社の記録として、それぞれ年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の摘要欄を見ると、昭和20年10月31日付けで、工場廃止により全員喪失と記載されている上、日本年金機構C事務センターは、同社は昭和20年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている旨回答しており、請求期間①において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、商業登記の記録において、A社に係る記録は見当たらないことから、事業所に、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料控除について、確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和20年10月31日又はその前日に、同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のうち、オンライン記録により所在が判明した二人に照会し、回答のあった一人は、訂正請求記録の対象者を覚えていないと回答しており、これらの者から訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、日本年金機構C事務センターは、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和24年11月1日と回答しているところ、訂正請求記録の対象者に係る同社におけるオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳の資格取得日も同日と記録されている。

また、日本年金機構C事務センターの回答によると、B社は、昭和53年9月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記の記録において、同社の後継事業所と考

えられるD社は平成17年3月31日に解散していることから、事業所に、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料控除について、確認することができない。

さらに、オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年11月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得している7人（訂正請求記録の対象者を除く。）は、いずれも死亡又は所在不明であり、これらの者から訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800066号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800039号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA県B施設における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC市D事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③及び④について、請求者のA県E施設における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間⑤について、請求者のA県F施設における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :
2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 昭和62年5月24日から同年9月13日まで
② 昭和62年10月2日から昭和63年4月1日まで
③ 平成4年11月2日から同年12月21日まで
④ 平成5年1月11日から同年2月24日まで
⑤ 平成9年1月9日から同年2月27日まで

請求期間①においてA県B施設の産休臨時G職、請求期間②においてC市H施設の産休補助臨時G職又は育児休業臨時G職、請求期間③及び④においてA県E施設のG職、請求期間⑤においてA県F施設のG職として、それぞれ勤務したにもかかわらず、いずれも厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①から⑤までの各期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出されたA県I事業所の発令通知書及びA県総務課の回答により、請求者は、当該期間においてA県B施設の臨時的任用職員(産休臨時G職)であったことが確認できる。

しかしながら、A県総務課は、請求期間①における厚生年金保険の加入要件、請求者に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していない旨回答している。

また、当時の共済年金の加入の取扱いについて記載されているJ共済組合発行の広報誌第*号において、請求期間①に該当する期間について、産休臨時G職を除く任用期間6か月以上の常勤の期限付G職等は共済年金に加入する旨、また、G職が一定の条件で厚生年金保険に加入することになったのは昭和63年4月1日からである旨記載されている上、請求者が名前を挙げた請求期間①当時の同僚は、G職が厚生年金保険に加入するようになったのは、昭和63年度以降だと思ふ旨回答していることを踏まえると、請求者が請求期間①に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者から提出されたC市D事業所の辞令及びC市D事業所の回答により、請求者は、当該期間においてC市H施設の産休補助臨時G職又は育児休業臨時G職であったことが確認できる。

しかしながら、C市D事業所は、請求者が請求期間②において厚生年金保険の加入対象者となるか、また、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、前述のJ共済組合発行の広報誌第*号において、請求期間②に該当する期間について、産休臨時G職を除く任用期間6か月以上の常勤の期限付G職等は共済年金に加入する旨、また、G職が一定の条件で厚生年金保険に加入することになったのは昭和63年4月1日からである旨記載されていることを踏まえると、請求者が請求期間②に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③、④及び⑤について、請求者から提出されたA県I事業所の発令通知書及びA県総務課の回答により、請求者は、請求期間③及び④においてA県E施設の臨時的任用職員（G職）であったこと、また、請求期間⑤においてA県F施設の臨時的任用職員（G職）であったことがそれぞれ確認できる。

しかしながら、A県総務課は、請求者の請求期間③、④及び⑤に係る各任用期間が2か月1日未満であるため、請求者は当該各期間について厚生年金保険の加入対象者とならず、請求者の当該各期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる旨回答している。

また、A県総務課から請求期間③、④及び⑤に係る資料として提出された臨時的任用職員の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の概要には、臨時的任用職員のうち昭和63年4月1日以降に発令される者で、2か月を超える任用期間のある者を厚生年金保険の対象者とする旨記載されている。

このほか、請求者の請求期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。